
QA66 平成 24 年 4 月に施行された基準値の適用以前に製造・加工された食品を原材料として、適用以後に製造・加工する場合には、原材料となる加工食品は平成 24 年 3 月までの暫定規制値に適合していればよいのでしょうか

基準値の施行前に製造・加工された食品は、基準値の施行後であっても、原材料として使用することができます。ただし、基準値の施行後に、暫定規制値に適合した食品を原材料として製造・加工された食品は、新基準値に適合している必要があります。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日